

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

皆さんおはようございます。議長より発言の許可をいただきましたので、日本共産党の平野邦夫ですけれども、ただいまから一般質問を始めていきたいと思っております。

今回、一般質問で通告していただいておりますのは、原発から撤退し、再生可能な自然エネルギーへの転換をと、6月議会に続いて質問をしていきたいと思っております。

次に、新しい医療環境と地域医療について、さらに福祉行政については、第2のセーフティネットと言われる雇用と福祉行政の実績と問題点、生活保護行政とも絡んでいきます。4番目には、いよいよ始まった住宅リフォーム制度の実施について、その中身について見解をただしていきたいと思っております。

あと、九州新幹線長崎ルートや、あるいは市長のいつも演告で言われるような問題ですけれども、時間があればそれにも触れていきたいと考えております。

九州電力玄海原発の再稼働をめぐる「やらせメール」問題で、同社が原因究明のために設けた第三者委員会、郷原委員長のもとでは、8日、古川康知事の発言が「やらせメール」の発端になったと認定する中間報告を発表しました。ことし6月26日の県民説明番組に寄せられた賛成意見286通中141通がやらせによるもので、世論の捏造に関与した知事の責任が厳しく問われることになりました。毎日の新聞の報道でも皆様方詳しく御存じだと思います。

そこで問題の発言は、説明番組直前の6月21日に古川知事が当時の段上副社長ら九電幹部3人と懇談を密室で行ったものだと言われております。同席した佐賀支店長が古川知事の発言要旨を、今後の動きに関連して以下の2点を九電にお願いしたい。その1つは、県議会支持者へのお願いに国主催の県民向け説明会の際に、発電再開容認の立場からもネットを通じて意見や質問を出してほしいなどと記録したと。その後、段上副社長が支店長にメモをまとめるように指示をし、完成したメモを副社長が確認、その上で社内文書として、当時の原子力管理部長などに送られ、メモをもとに佐賀県民向け説明番組への賛成意見の投稿などが組織されたと、これが第三者委員会の中心的な中間報告の中身であります。

事の発端は6月26日に、我が党の武藤明美県議のもとに九電の関連会社から内部告発が行われ、この説明会にやらせが行われている。随分、内部告発ですから裏をとらないと軽々には扱えませんけれども、これは事実間違いのないことから、7月2日の赤旗日刊紙に九電の「やらせメール」と、これがスクープになって、7月6日、衆議院予算委員会で我が党の笠井亮衆議院議員がこのことを追及しました。それで、けしからんことだと当時の国会での答弁がありまして、その日の夜のうちに眞部九電社長が事実を認めて、そして謝罪をすると、そういう経過があったわけです。その後、一斉に新聞に報道されました。この「やらせメール」は九電に限らず原発関係の……（発言する者あり）原発関係の問題では各地で起きているということが、その後の新聞報道で明らかになっております。

そこで共同通信社が、都道府県知事と市区町村長の66%が原発の新設や増設に反対してい

る、これが10日、先ほど言いました共同通信社のアンケートで明らかになりました。首長に対するアンケート調査ですね。ですから、3月11日以前の原発に対する安全神話、これが3月11日の福島第一原発の事故で安全神話が崩れてきたと。その段階での世論調査や、あるいは「やらせメール」などがありまして、いわば電力会社、あるいは官僚、自治体、原発利益共同体、いわば原発マネー、立地市町村、県に電源三法から交付金がおりてくるわけですけども、こういった原発マネーに汚れた原発利益共同体の姿も明らかになってきたところがあります。

新增設や再稼働の際、原発から離れた周辺自治体からも同意を得るべきだとの意見は、この都道府県知事、市区町村長へのアンケートの中でも54%に上り、電力会社と結ぶ原子力安全協定の対象拡大を求める声が強いということがわかってきております。

東京電力福島第一原発事故で放出された放射性物質への政府対応は88%が評価できないと、そう回答しております。東日本大震災の発生から11日で半年を迎え、不信感の広がりが増え、これは9月11日の新聞報道であります。

8月8日から9月2日にかけて実施された共同通信社のアンケートは、その対象は1,793自治体、回答したのは1,697自治体、95%だったということです。「原発の新增設は認めない」、これが38%と最も多くて、「新增設は認めず、できるだけ早期に廃止」、これが27%、「直ちに廃止」というのは1%、安全策が認められれば、これが確認できれば認める、これが17%、広く国民的議論を求めるべきだという選択肢以外の回答が目立ったとしています。

武雄市は共同通信社のこのアンケートに回答した95%の自治体の中に入っていると思えますけれども、回答されたとすればどういう内容か、その見解を、あるいは回答をお知らせいただきたい、市長の答弁を求めて、最初の質問といたします。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

答弁を申し上げます前に、いや、私がいつも不思議に思うのは共産党の平野議員の御質問のときに、全然何か、市政の一般事務なんですよ、これ一般質問なんですよ。ですが、例えば、古川さんのメール問題とか、九電の何とかとかというのが延々延々続いて、しかも、そこに共産党の同僚議員の話とかというのがこう出てきて、これははっきり言ってプロパガンダじゃないかというふうに思わざるを得ませんね。

ただ、私の見解を求められましたので、答えますと、私は以前、ちょっと日にちは忘れてしまいましたが、私が持つ自分のブログの中で脱原発だと。これは福島原発の近くの避難所に孫正義社長とともに向かったときに、やはり見えない放射線の恐怖、あるいはこれからの生活をどうするんだというような全く予想ができない、もう未曾有の混乱の中に身を置いたときに、これからはもう原発の時代ではないんだということを痛切に感じました。もし、私が

福島原発の近くの避難所に行っていなかったら、そういう感じは多分持ち得なかったと思います。

やはり現場に回答ありということで、それから、私も九州電力の資料であるとか、国の政策であるとか、さまざま人に聞いて勉強しましたけれども、ただ、即座にもう原発を廃止という立場はとりません。やはりエネルギーの供給面からすると、それは非現実的です。

したがって、私がブログで申し上げますとおり、私の見解は10年、10年を区切って脱原発を図る。ですので、もうどんどんやっぱり廃炉にしていくと。当然のことながら新規は認めないということにして、これをもって原発、ちょうど1970年代のオイルショックのときにいろんな環境の事業が出てきたりとか、政策が出てきたりとか、そういうことを促すことによって、これを産業政策の位置づけにするべきだということを思っています。

したがって、再生可能エネルギーさまざまありますけれども、これを代替エネルギーとして発給をしていく。しかも、ここには蓄電池、蓄電の技術がなきゃいけません。でも、これを一番持っているのはやっぱり日本なんです。ですので、これを加速度的に進めていく。ただ、これはコストが高い。きのう答弁を申し上げましたけれども、そこは昭和40年代のアスファルトの敷設と一緒に、新公共事業として公、国、県、そして市が受け持つ事業があると。ですので、そういう意味で官民一体となって供給と需要を広げていく必要があるだろうというふうに認識しておりますので、その辺は多分、平野議員と一緒に思うんですけども、ただ、多分違うのは、もうすぐ廃止だということは私はその立場にはくみをしません。

で、最後に申し上げますと、私はもう言った、言わないはもう辟易ですよ。もう真意がどこにあるとか、そういうことにもうマスコミも、例えば国会も県議会も、もうそれはいいじゃないですか。もう言った、言わない、やめましょうよ。それよりも、これからの原子力政策をどうするんだとか、電力供給政策をどうするんだとか前向きに転がしていく議論が私は必要だというふうに思っています。

ここに最も日本の悪いところが僕は出ているというふうに思っていますので、別に古川さんが犯罪行為を犯したわけじゃないんですよ。ですので、それよりも、軽率だったのは軽率だと思いますよ。軽率な僕が言うのも軽率ですけど。ですので、そういうふうに前に転がしていくと。市民、あるいは国民の皆さんたちが安全・安心の生活をどうやって送るんだということを軸に私は議論を進めていくべきだと思いますし、国も、やっぱり場当たりのじゃなくて、もうこういう原子力についてはこうするんだという方針を早く出すべきだというふうに思っております。

野田総理に関しては誠心誠意、ドジョウのごとく、この問題に取り組んでいただきたいと、このように思います。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

私、プロパガンダ的な能力は持ち合わせておりませんので、客観的な事実を、私の考え方というのは具体的事実から出発をする。それに客観性がなければいけない。そしてまた、市民の皆さん方の関心や要求、そこから出発をして市政一般質問の柱にしておりますので、別にプロパガンダ的なことはやっておりません。

もう1つ、誤解があるんですけど、私、6月の議会に日本共産党の原発政策への提言をここで紹介しました。原発依存ではなくて再生可能な自然エネルギーへの転換をと、日本の将来のエネルギー政策についてどうするのかと、そういう論議を6月の議会でやりました。市長、誤解があるのはね、すぐ廃止を求めていますよ、我々は。その提言の中では5年、あるいは10年という期間を区切って、そして進めていくべきだと。県内玄海原発につきましては、1号炉は脆性遷移温度が98度になっている。最も危険な原発の一つだと全国から注目されていますよね、東大の井野教授を初めとして。2号機、3号機再稼働を許さない。3号機はプルサーマルが導入されていますから、MOX燃料。しかも、そのことについては、この議会でも論議がありました。そういう意味では、さっき市長が言ったように、すぐ廃止せろなんて考えていませんよ。

そしてまた、先ほどの共同通信社のアンケートにもありましたように、すぐ廃止すべきだと答えた市区町村長、県知事も含めて、わずか1%でしょう。今すぐ廃止せろとは言っていないよ。それは誤解のないようにしていただきたいというふうに思います。

市長が10年を区切ってと言われたのは、それは大きな評価すべき点だと思いますね。5年、10年というふうに国が期間を区切って、そして、原発依存ではなくて再生可能な自然エネルギーへの転換をという考えが市長のブログにも出ておりました。市長は引用するなら正確にやれと言いますから、きょうの収穫——これは国主催の説明会ですか、多久であった説明会、あれは県主催ですね。「今日の集会の収穫は、ますます再生可能エネルギーの比率を高めながら脱原発に向かわなくちゃいけない、って改めて思ったこと。そして、無政府状態の日本国政府に頼るのは非常に危険で」、ここがちょっとね、これこそプロパガンダじゃないかと思うけど、「放射能災害ではいち早く対応する必要がある」、まあここだけ読んどきましょうね。

そういった意味では、きょうの集会、多久での集会ですね、議論する環境になっていないという意見も書いております。「「何で福島原発問題が収束しないのに、玄海を急ぐんだ。」という問いには、「緊急安全対策は全て行った。これで安全。原発を再開しないと電力需給が逼迫する。」とのいつもの答え。これじゃ、住民に対する脅し。僕は納得しませんよ。それとね、繰り返し書きますが、今は、冷静に議論するときではない。これは、主催者の佐賀県庁の責任ではなくて、原発政策の責任者である国の問題。」だと。国がどういう日本の将来のエネルギー政策を持つのかと。早く方向性を示さなきゃいけませんね。そのこと

では共通認識ができると——その点ではね——と思います。

そこで、脱原発を考えておられる、今も先ほど答弁がありましたけれども、昨日の一般質問で市長は、原発問題に関する川原議員の質問に対して、「脱原発です」ということを一言言われた上で、全国で初めて発言した市長、これは客観的にはわかりませんが、全国で初めて発言した市長として評価されていると共産党に褒められたと。我々はいいことはいい、納得できないことは納得できない、是々非々の立場というのはいつも表明しているところですが、今問題は武雄市の将来、武雄市だけじゃありませんね、将来を担う子どもたちにどういう日本、どういう佐賀県武雄市を残していくのかと、これは我々の責任ですよ、今の世代の責任だと。

そういう中に10万年、100万年単位でしか解決しない放射性の、放射性がなくなるまではね、100万年、10万年、こういう単位でしか放射性はなくなるんです。これを逆に考えますと、これから100万年前というと、まだ人類が発生したぐらいなものでしょう。それだけ異質な危険性を持った原発、これに頼らないエネルギー政策というのは今や国民の大きな世論になってきている、そう考えるものであります。

それで、再生可能自然エネルギーへの転換の方向を示されたこと、これはよいことなんですけれども、全国自治体アンケートで大規模太陽光発電所（メガソーラー）の設置について、地元への誘致に関心を示す自治体が47%に上ったと、このアンケートの中にも示されております。全国で10カ所程度のメガソーラーが予定されておるわけですが、佐賀県で言えば神埼市の吉野ヶ里工業団地の跡地にメガソーラーを建設する予定、計画も出されました。

昨日の市長の答弁の中で、太陽光発電村をつくっていききたい、こういう答弁をされました。なかなかいいことだと思うんですけれども、イメージとして、武雄市でのことですから、太陽光発電村というのはどういうイメージをされているのか、まず質問をしておきたいというふうに思います。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

もう少し煮詰まったときにしかるべき段階で私のほうから公表をしたいと思っておりますけれども、あくまでも太陽光を中心とした再生可能エネルギーを主にエネルギー源として活用するエリア、それを想定しております。具体的な方向については、今、最終的に事務的に詰めていきますので、しかるべき段階で私のほうから公表いたします。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

大いに期待をしておきたいというふうに思います。

9月5日に、伊万里市の工業団地、そこに海洋温度差発電を研究開発している会社、ゼネシスという会社があるわけですが、そこに我々地方議員団と一緒に会社訪問をして責任者の説明を聞きたいということですからね、残念ながら5日というのは議会の開会日でしたので、私は行きませんでしたけれども、その伊万里の工業団地にあるこの会社というのは、海洋温度差発電を中心として、そのほかに廃熱温度差発電や温泉水温度差発電など、これに取り組んでいるという説明であったそうであります。

海洋温度差発電では海水が利用されるわけですが、地球の7割は海洋ですよ。自然環境に左右されない、このことから可能性は無限としてある。会社の担当者は、海洋温度差発電は経済産業省の再生エネルギー白書にもやっと入ったと。ぜひ沖縄の久米島での海洋温度差発電の実証を成功させたいと。政治の力で再生可能エネルギーへの援助をお願いしたいと、逆にそういう要請を受けたという報告を聞いております。

1,000メートル下の海水温と表面近くの温度差を利用した電力を起す仕組みだそうですが、100メガワットで1,100人から1,000人程度、この電力が供給できる。これが1,000キロメガワットになると2万人から3万人の電力消費につながる電力をつくることできると。もう既に沖縄県の久米島では、これが実証されているということでもあります。

エネルギーの地産地消といいますか、そういうことも長野県の中小水力発電だとか、ダムに頼らない中小水力発電だとか、そういう急流地を持っているところではそういう地元の自然エネルギーを使った電力の生産が行われている。全国各地でこういうことがあるんですね。同じ佐賀県の伊万里市でのことですから紹介しているわけですが、きのうの市長の答弁の中でも、今や研究、調査の段階ではないと、エリアを決めてやった上で数値を出していく、そう答弁されました。もう原発の安全神話は崩れているわけですね。ですから、市長がしかるべきときに武雄の太陽光発電村の構想を発表したいと言われましたけれども、武雄にできることの一つはそれだと。

そういうことを考えますと太陽光発電、これは実際にもう補助も出ていますし、3年間の実績も聞いております。そういう意味では、そのほかに武雄の自然条件の中でどういうことが可能なのか、太陽光発電については市長の見解を聞きました。ほかに自然条件を生かした再生可能エネルギーを活用するという点では市長の見解ありませんか。（発言する者あり）

○議長（牟田勝浩君）

山田つながる部長

○山田つながる部長〔登壇〕

武雄のほうで発電可能なエネルギーというふうな話でございますけれども、先ほどからの話の中でいけば、例えば風力とか、温泉水とか、あと地下熱ですかね。（「地熱」と呼ぶ者あり）地熱ですかね、そういうふうなものが考えられるんじゃないかなというふうに思っています。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

地熱は6月議会でも、地熱による発電という意味ではなかったんでしょうけれども、いわば暖房のかわりができるという程度の市長の答弁もあっていましたね。それは武雄温泉がありますので、そういった意味での地熱の利用というのは、市独自で開発するのは膨大な費用がかかりますけれども、国の方向の中に地理的条件を生かした、そういう自然再生可能エネルギーを助成していくといたしますか、応援していくといたしますか、これもやっぱり国の政策、これが地方自治体を応援していくという立場に立たない限り地元でというのはなかなか難しい。そしてまた、民の力も活用していく。

そこで、民の力ということではありますとね、富士大和森林組合、この参事の方の話が紹介されておりました。ここにパンフレットがありますけれども、木質チップ、ペレットの生産及びボイラー利用による熱供給システム事業化調査、これは平成21年2月につくられた富士大和森林組合のパンフレットですけれども、ここの参事の方の話によりますと、間伐材の再利用について、これまでは廃材とされていましたが、今は木材チップやバイオマスなど、この材料として供給が間に合わない、そういうところまで来た。富士大和森林組合が発行しているパンフレットに「木質バイオマスを発電燃料に」という見出しですけれども、この会社の紹介を含めて書いてあります。これによりますと、広域地域から出てくる木くず、製材くずや建設廃材や樹木等をチップ化して、異物の除去、選別工程を経て品質基準を満たした燃料用チップを発電燃料にするという内容であります。

このパンフレットで紹介されていることの一つで驚いたのは、エネルギーサービス会社、ファーストエスコという東京にある会社ですけれども、この100%の出資で大分県日田市にウッドパワーという会社が設立されておりまして、ここは国内最大級となる木質バイオマス発電所を建設して木質燃料の供給、製造を行っている、こういう紹介が載っております。森林系、土木残材や建設副産物など、ここから製造する木質チップを燃料とする発電所というのは全国でも新しい取り組みだと注目されておるわけでありまして。

7月に武雄の森林組合の方と話をする機会がありました。組合管内には1万1,000ヘクタールの山があるそうですけれども、旧武雄市がその8割、これまで雑木を切って切り捨てていた。チップ化して市場に出すと1立米当たり1,250円、なかなか採算ベースに合わないという話でした。

林道建設の中で幹線的な林道というのは進んできておりますけれども、その作業道というのがなかなか進んでいない。山の地主さんというんですか、山主さんというんですか、自分の土地を提供していいと。だから、作業道をつくってもらえば風倒木や、あるいは間伐材の搬出、これを合理的に進めることができる。今市に対しても5カ所重点施策として要望をして

いるという話でした。やはり初期投資を進めていくことは森林組合の独自の事業ですけれども、それと全体の自然環境の持つ力といいますか、このインフラ整備はやっぱり行政も一体となって進めていく。今度9月補正予算にも360万円ですか、予算がついていますけれども、そういう採算ベースになかなかのれないという話を聞くことができました。

国が、何度も言いますが、原発依存のエネルギー政策をやめて日本の山や川や海や、そういった自然豊かな日本で、この再生可能エネルギーというのは地熱を含めましてね、外国がうらやむほどの条件がある、そういうふうに使われております。

10年を区切ってという先ほどの市長の答弁ですけれども、これを国に対してどういうふう
に意見を上げていくのかですね。今大事なのは現場を担当している市町村、あるいは県、一
斉にやっぱり声を上げていく。先ほどの共同通信社のアンケートにありましたように、やは
りそれを一つの大きな世論にしていく、このことが国の政治を動かす私は大きな力だとい
うふうに考えておるんですね。そういう点では市長の見解ありませんか。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

もう何か国をお願いをするとか、あるいはもう国を言葉で動かすといってももうだめです
ね。野田さんがもう一番僕ががっかりしたのは、また何か、何じゃい賢者の会議を開くと
言っているじゃないですか。日本の悪いところは会議、会議、会議ですよ。もうやることは決
まっているんですよ。もう菅さんのときもそうだった、鳩山さんのときもそうだったけれ
ども、民主党政権ももうやることは決まっている。それをあとどう実行に移すかだけなん
です。ですが、じゃ、地方がこれをやってくれ、あれをやってくれと言ってももう聞く人が
いないですもんね。ですので、私はちょっと申しわけないんですけども、ほかの市長会か
ら浮いています。お友達もいません。あえて首長でお友達は橋下さんだけです。そういった
ときに僕が声を上げて、あいつが言うんだったらもう乗らないと言われるのが落ちです。
ですので、僕は、ただそうは言っても1日私のブログは多いとき、今10万人の方々が見てい
ます。ツイッターも1万5,000人のフォロワーがいます。ですので、今の私が高飛車なこ
とを少し言わせてもらおうと私の発言をみんなが待っています。しかし、発言だけではだめです。
実態が伴わないとだめだということで、先ほど申し上げましたように、私はロールモデルを
つくるというのを何度も言いました。新武雄病院でもロールモデルをつくりました。今回の
太陽光発電ですね、これもロールモデルをつくりたい。これを見ることによって政治だけ
じゃなくて一般の市民の方々が、ああ、武雄のこのやり方はいいだろうって、よかろうって
いうことで、私は単に政治が動くのではなくて国民の一人一人の気持ちに火をつけたい。
それが今の私に課せられた役割だと、政治家としての役割だと思っていますので、あんまり
狭い業界で国を動かすとか、何か首長さんと組んでとかというのは私は無理です。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

幾ら市長が無理だと言っても、電源三法は1960年代に、いわばアメリカのウランを日本にいかに使わせるかと国策で始まったわけでしょう。ですから、国に責任をとりなさいというのは復興財源にしてもそうでしょう。震災を受けた人たちを中心にして自分たちのまちづくり、その財源は国の責任でやりなさいと、こう要求するのは当然じゃないですか。電源三法で原発マネーが、いわば例えば、玄海町漁協にも7億円のお金が入っただとか、福井県には累計しますと3,200億円の金が入っていたと、あるいはそういう原発を持っている県、市町村、原発マネーがどんどん流れていく、料金の中に反映されているわけでしょう。これは国が法律をつくってそういう仕組みをつくってきたからじゃないですか。そこを変えていくのに一人の力ではだめですよ。市長が言うように、みんなが力を合わせていく。ですから、この2カ月間、あるいは九電の「やらせメール」が発覚して約2カ月ですか、3カ月ですか、日本の世論が随分変わってきたじゃないですか、全国市町村長、あるいは県知事を含めたアンケートも、やはりこの二、三カ月の間に大きく変わってきている、そう私は確信しているところであります。

次に、新しい医療環境と地域医療について質問をしていきたいと思えます。

旧武雄市民病院の跡地施設利用について、6月議会の市長の2番議員への答弁を引用させていただきますと、「5月23日付の佐賀新聞におきましては、障がい者の自立支援や回復期のリハビリ施設、一部は市に福祉施設として貸し出しを行うというコメントが載っております。これは巨樹の会からのコメント、そして、同日、23日西日本新聞には、武雄市の福祉法人と協力して回復患者がリハビリ生活を行う有料老人ホームを9月1日にオープンをするということを言われております。確認したところ、大体そういう感じで進めたいと。基本的には、佐賀新聞、西日本新聞がコメントしたとおりしていきたいというふうに言っていますので、これがきちんとなると、これはすごく市民の福祉の維持向上に直結する話になると思うんです。」と。ちょっと長くなりますけど、「私は役割分担として」、私というのは市長ですよ。「役割分担として、小楠の国道34号線バイパスの新武雄病院は24時間365日の救命救急医療の拠点、そして、かかりつけの医院の皆さんですよ。かかりつけ医のお医者さんというのは、市民と密接に結びついたところであると。それともう1つ、なかなかその部分ではカバーできないというのが、例えば、市内にある老健とか介護施設だと思えるんですけども、その一角として、旧市民病院がそこに入ってくるというような図式になるのかなというふうに思っていますので、そういう意味で、きちんと見守って、行政としてできる応援はしっかりしていきたいなというふうに思っております。」と、市長が引用はきちんとしてくれという注文がありましたので、議事録、少々長くなりましたけれども、そういう引用をさせ

ていただきました。

そこで問題なのは、じゃ、有料老人ホームなのか、あるいは老健施設なのか、介護施設なのか、それぞれ役割も違うというふうに言っておられますね、それはもちろんそうだと思うんですよ。老健であれば診療行為が伴う、あるいは介護保険もかかわってくる、その比重は医療行為のほうが大きいですよ、老健施設は中間施設として。そういう役割が違うところで介護施設であれば、これは介護保険事業所の管轄に入るわけですけども、結局のところ、旧武雄市民病院の跡地利用というのは施設も含めてどういうふうになってきているのか、6月議会では3つのことが市長の答弁の中に出てきております。今日、9月1日オープンなんということもありましたけれども、現在どうなっているんですか。

○議長（牟田勝浩君）

山田つながる部長

○山田つながる部長〔登壇〕

市民病院の跡地の活用の部分ですけども、巨樹の会のほうが地元のNPOのほうにお貸しされて、いろんな事業をされるということで聞いております。入院とかの治療の後にリハビリが必要な方々を受け入れるリハビリホームとか、先ほど言っていました介護保険事業の中の通所介護とか居宅介護、そういうふうな介護保険事業、それから、就労継続支援事業とか、就労移行支援事業等を行う障がい福祉サービスの事業と、そういうふうなものを計画されているというふうに伺っているところでございます。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

ちょっと補足をしたいと思います。

恐らくこれを言うと、また、あの新武雄病院がぞろ囲い込むんじゃないかということを書かれそうですので、前もって言いますけれども、これは先ほど答弁したとおり、NPOに委託をして共同して事業をするというのがまず第一義です。そして、さまざまな事業については、さまざまところが先ほど申し上げたとおりにかわるんですけども、地元の武雄市内の、例えば宅老所であるとか、あるいは老健であるとか、そういったところと連携して難民を出さない。要するに自分はここに行きたいけれども、物すごくやっぱり時間がかかる、あるいは帰ってきたときにすぐ家庭に戻れないという方々。で、理想系はいろいろありますけれども、やっぱりこれは制度の問題であるとか、定数の問題がありますので、これは巨樹の会を中心として今考えてもらっていますけれども、要するに、地域全体で支えていこうということが本旨になっています。

ただ、物すごく今ベッドをふやそうとしても、特に療養型ベッドなんかふやせないどころか減らせ減らせと言われているわけですね。ですので、制度の課題があるということだけは

市民の皆さんたちはぜひ認識をしてほしいと思うんですね。

それともう1つ、ちょっと私も当初言っていたことと違うことがあります。それは、もともとこれは検討委員会つくってやろうと思っていたんですけれども、よくよく考えてみれば一番そこを使う旧市民病院ですよ。一番使うところが、まず自分たちのエリアはここ、そして、こういうことをやりたいということをするのが、多分、市民福祉の一番の維持向上につながるというふうに思っています。

その上で、全部は使いません。そのあいた部分については、きちんと検討委員会で、例えば、地域の皆様方が、例えば川良を中心として山口等議員からも質問がありましたように、地域の皆さんの集会所であるとか、あるいは婦人会とか老人会の皆様方の集まる場所とか、道具を置くスペースがないというところから含めて、そこをある意味福祉と市民参加ですよ、そういったところの市民交流と言いかえてもいいかもしれませんが、そういう複合的な施設にするということでは最初は一斉にちょっとやろうと思っていたんですけれども、これは私の考えに無理がありました。ですので、最初、ホップは福祉のゾーンを決める。それが決まった段階で今度は市民参加とか市民交流とか、あるいは市民集会とかというのを決めていくということになるかというふうに思いますので、ここで今までの方針を一部ちょっと修正させていただきたいと。ただ、これは後ろ向きな修正じゃなくて、あくまでも現実にとらまえた修正だと思っておりますので、それは理解をしていただければありがたいと思います。

早ければ10月に福祉のゾーンはオープンをするというふうに聞いていますので、今、我々も事務的にいろんな制度の調整であるとか、いろんな交渉をしておりますので、もうしばらくお待ちいただければありがたいと、このように思っております。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

ここに武雄市ハローワークが紹介する求人票、パートタイムというものがあります。それによりますと、受付年月日は平成23年の8月26日付、求人事業所名は特定非営利活動法人ゆとり、新武雄在宅復帰への道の家、創業は平成18年となっております。所在地は武雄市武内町大字真手野20149番地、これ不思議なことに代表者の氏名は書いていません。就業場所は武雄市武雄町大字富岡11083番地ですから、旧市民病院のところでしょうね、就業場所はそこだと。新武雄在宅復帰への道ということで、先ほど市長が言うNPO法人というのはそのことですかね、これは特定非営利活動法人となっておりますので、そうですか。

仕事の内容というのは、旧武雄病院跡地利用に伴う複合施設事務所内の清掃スタッフ10名、厨房食堂補助10名、合わせて20名、管内の掃除、洗濯、平成23年10月1日新規オープン予定と、安定所の紹介状が必要だと。雇用形態はパート労働者、雇用期間が平成23年9月1日か

ら24年3月31日、これは契約更新の可能性があるんでしょうけれども、半年間。労働条件等は時給642円、通勤手当とそのほか1万5,000円最高つくと。

このNPO法人、先ほども市長が言いましたけれども、特定非営利活動法人ゆとり、代表者はどなたですか。武雄市の在住の方ですか。そこはわかりますか。（発言する者あり）何ば市長ぶつぶつ言いよっと。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

ここで言う立場にはないと思っています。

あくまでもこれは言う立場にあるかどうかは後でちょっとまた事務的に精査をして、もし言わなければいけないということであれば申し上げますけれども、そこはちょっと時間をおかしたいと、このように思います。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

これは旧武雄市民病院の施設、土地、どう活用していくかというのは、この武雄市議会でも随分論議をしてきたことじゃないですか。先ほど市長はね、まだ検討委員会が立ち上がっていないと、一部修正していかなきゃいかんと率直に言われましたけれども、皆さん関心持っておられるわけですよ。特に地元の川良区の人たちだとか、一体どうなるんだろうかと、そういう疑問、質問を持つのは当然じゃないですか。と同時に、ハローワークに求人票を出すわけですから、そして、ハローワークの紹介状がないとここに働けないわけでしょう。この求人を見ますとね、応募は障害者手帳所持者に限りますと、そういった意味では障がい者の雇用の場の拡大、そういう点ではいいと思いますよ。なかなか雇用の場が確保できないという制約の中で、この20名の募集の人たちというのは障がいを持っている人たちを雇用したいと、それは代表者のそういう考え方を持っておられるんでしょう。

しかし、これは障がいを持っておられる方ですから、なかなかフルタイムで働くというのは無理があるかもしれませんね。ですから、1日4時間、朝7時半から11時半とか、10時から3時までとか、あるいは3時から夜の7時までとか、夜の7時半から11時半までとか、4時間、そして、月の22日の88時間、そうですから社会保険も掛けなくてもいいわけですね。雇用保険は契約後と、そういうふうにハローワークに求人票を出すならね、このNPO法人であれ、ゆとりの責任者というのは武雄の人ですかと、どこの人ですかと、これは応募する側も当然考えるんじゃないですか。しかも、武雄市は協定の中に、いろいろ巨樹の会との協定もあるわけでしょう。もう少し時間をくださいというのはどういうことですか。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

いや、何かいやらしいですね。これで何か我々が隠しているとか、そういうイメージを持たれるとたまらないですね。基本的に、私もNPOの制度改革を総務省でやった経験があります。この場合に代表者名というのは基本的にNPOというのは公示する必要があります。しからば、これはハローワークでそういったことがあるとするならば、ハローワークで確認すればいいじゃないですか。あるいはこれは（発言する者あり）そうですよね。

それともう1つが、これはホームページにもう全部載っているんですよ。これは載せなきゃいけないというのはNPO法等であります。公開の原則があります。ですので、理事等は全部登記をした上で載せなきゃいけない。ホームページごらんになりましたか。ですので、そういったことをあたかも暴くがごとく、何かこれは武雄市内ですかどうかと、ねちねちねちねち、ねちねちは納豆だけで十分だと、このように思っております。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

あなた市長らしくないですよ。何ですか、今の答弁はいやらしいとかね。（発言する者あり）えっ、そう思っているわけ。（発言する者あり）ねちねちねちねち納豆じゃあるまいしと。（発言する者あり）えっ、本当、あなたの議会での質問に対する答弁というのは言葉遣いを改めなさいよ。（発言する者あり）言葉というのは、その人の人格の表現ですよ。あるいは理性的な人であれば、こんな言葉使いませんよ。6月の議会は何ですか、私に対して厚顔無恥だと平気であなたはそう言いますよね。それが市を代表する市長の言葉ですか。（発言する者あり）答弁ですか。（「有権者が判断……」と呼ぶ者あり）私はいやらしくも何ともありませんよ。別にこれを意図的に暴露しようなんて、暴露したってそこから何が生まれてくるんですか。

〔市長「有権者に言うぎよかやん」〕

ぶつぶつぶつぶつ、もう本当にもっと堂々と構えて、そして武雄市の将来の医療環境をどうしていくのかと（「おい、質問ばさせんば」と呼ぶ者あり）黙っとかんや、言われているのは私だから。（「建設的な質問をせろよ」と呼ぶ者あり）えっ、建設的じゃないですか、あなたとの討論する必要ないと。

市長、もう一回言いますが、議員の質問に対する答弁の言葉というのは、もっと冷静に品格を持って答弁してくださいよ。何ですか、今のいやらしいとかさい、ねちねちするのは納豆だけでいいとか。納豆はいい食品ですよ。世界に誇る食品ですよ。それだけつけ加えておきます。どこまで言いましたかね。

〔市長「もう冷静にやりましょう」〕

黙っときなさい。

そこで、事業内容を見てみますと、旧武雄市民病院跡地を利用した高齢者、障がい者の福祉事業、これはいいですよ、宅老所、3ユニット、デイサービス、障がい者就労支援事業、厨房食堂清掃、括弧してこう書いてあります。会社の特徴、会社といっても企業全体ではゼロ人、これから事業を起こすからゼロ人なんでしょうね。就業場所もゼロ人、うち女性もゼロ、パートもゼロ、平成18年に創業したと言いますが、これから事業を起こすということでゼロ人となっております。

そこで、会社の特徴というふうに書いてあるんですけども、病気やけがをした方が早く在宅復帰できるようにするために病院跡地を宅老所としてリハビリテーションを提供する場所、また、食事の提供については障がい者の就労支援事業として行います。そうしますと、病気やけがをした人が一日も早く家に帰られる。例えば、新武雄病院は急性期の患者を、いわば市長に言わせると365日24時間、これは新武雄病院の方針ですよ。役割分担からして、そこを拠点にして。そうしますと診療報酬が上がったということもありますけれども、平均在院日数というのは診療報酬との関係で言いますとね、大体2週間以内ぐらいが、一番採算ベースから考えますと平均在院日数14日と。じゃ、回復期のリハビリだとか、回復期の医療行為どこが受け持つのかという通告をしているわけですよ。それとここで言う、ゆとりが書いているような病気やけがをした人が早く在宅復帰できるようにやるんだと。これは資格がないとできないでしょう。あるいは病気、けがをした人が早く治るようにというのは医療行為を伴うでしょう、伴わないんですか、病院跡地を宅老所として、宅老所というのは、じゃ定数何名なのか、さっき市長も言っていましたよね。何名なのかという定数の問題があります。許認可というのは県にあるわけでしょう。それと、その責任者は有資格者じゃないとできませんよね。当然これは市長もつかんでおかにゃいかん内容でしょう。笑い事じゃないですよ。回復期の患者をどうするのかというのは、武雄市の医療政策としては当然持たなきゃいかん課題でしょう。そうすると、病気やけがをした人が一日も早く家に帰れるようにしたいという、それはだれがやるんですか、これ。ゆとりの責任者がやるんですか、答弁はだれでもいいですよ。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

いや、もうあきれましたね、本当に。これをじゃ、例えばですよ、今もうみんなわかっているわけですよ。今、市民病院が、私が管理者だったときにそういったことについて種々問われるのは私が最高責任者であります。この部分に連関をして、例えば、旧武雄市民病院の患者様がどこどこに行くということについては、一定私も関与せしめる関係がある。しかし、今、新武雄病院というのは純粋な貝原先生とか中島先生とか——例えて言っていないよ。

そういう病院と同じ同格の病院なんですね。

で、しかも、ゆとりという名前も出ましたし、NPOですよ。NPOもいろんな、例えば宅老所をされたりとか、老健をされたりしているって、いったとこの一つの並びの世界なんです。ですので、そういう意味でいうと市の直接の、直接ですよ、直接の関与する政策の範囲外なんですね。さはさりながら、市が関与をせしめなきゃいけないのは地域全体の医療をどういうふうにするんだ、あるいは介護施策をどういうふうにするんだ。もう1つは、そういったときにどういう課題があるかというのを全体として、その話がある。例えば、介護難民の方が武雄市に228人いらっしゃるとか、じゃ、これをどうしようかということについて、全体的な政策として市長である私が皆様方に提案するというのはあるかもしれない。しかし、個々1個1個の民間、あるいはNPOがやられていることに対して、それを把握しておかなきゃいけないというのは、それは上から目線のもう揚げ足取りの発言以外私は何物でもないというふうに思っております。

それともう1つ、ただ、市民病院というのは特殊な事情があります。もともと市民の財産だったという病院で、今後どういうふうに運営をするかに関しては評価委員会があります。あるいは、私たちが定期的に議会の皆様方に報告をしなければいけない義務もあります。そういったところで私の責任は果たしていきたい、市長としての責任は果たしていきたいと思っています。

ですので、個々いろんな先ほど、最初の冒頭の答弁で申し上げましたけれども、さまざまな制度的課題があります。あるいは、もう1つつけ加えるならば、民間としての民間の自発的な事業としての特異性があります。ですので、そういったことをどうやってカバーしていくのかというのが議会並びに私たち政治家に求められた役割だと深く認識しておりますので、そういうことはぜひ理解をしていただきたいと思います。

揚げ足取りということについては、ちょっと言い過ぎたなと思っておりますけれども、それに類した話かなというふうに思っております。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

揚げ足は取っていませんよ。ただ、この事業案内で会社の特徴、だれが責任者なの、求人する人も心配でしょう、病気やけがをした人が早く在宅復帰できるように、これはいいことです。しかし、病気やけがをした人を治療するのは診療行為でしょう。これは国保証とか社会保険とか使えるんですか。これは事務方に聞いときましようね。

〔市長「議長」〕

何ですか、質問中じゃないですか。

〔市長「事務方に聞きましょうて言うたろうもん」〕

あつ。

〔市長「事務方に聞きましょうて言うた……」〕

○議長（牟田勝浩君）

まだ質問中です。

〔市長「済みません」〕

○25番（平野邦夫君）（続）

こっち言ってくださいよ、私じゃなくて、質問中なんだから。

○議長（牟田勝浩君）

こっちに言ったじゃないですか。

○25番（平野邦夫君）（続）

厳しく言わんですか。

だから、それはいいことなんですよ、事業そのものは。しかし、これは市長自身が認めたように、有資格者であってみたり制約があるわけでしょう。だから、病気やけがを早くなくして回復期、早くやって自宅に戻す、そういった意味での新武雄在宅復帰への道の家と。こういう複合施設が1つふえるというのは客観的にはいいことなんでしょう、ちゃんときちっとしたことがあれば。そこを私は質問しているわけですよ。わざわざ病気やけがの人を早く治して、それで在宅できるように、早く帰られるように援助していきたい、これが事業の内容だと紹介されている。そこで医療行為が伴うんでしょと。そしたら国保証が使えるんですか、社会保険証が使えるんですかと、これは事務方に聞いたっていいんじゃないですか、わざわざ市長が答弁せんでも。そのことですよ。答弁をお願いします。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

きょうは珍しく何だか燃えてまいりましたよ。

ちょっと議員やっぱりおかしいですよ。これ今僕ね、ハローワークの武雄の求人情報、今手元にありますが、（チラシ現物を示す）これ見ているとね、さっき代表を書いていないとおっしゃったじゃないですか、僕もあちゃと思いましたね。普通、代表書きますもんね。だけど、これ全部書いていないんですよ、全部。だから、ゆとりさんがだけが書いていなければ、それは問題かもしれない。それは議会でたださねば、それはある意味言わなきゃいけない。だけど、どこも書いていないんですよ、どこも。だけど、これは悪意ある質問だと思いますよ。

で、もしあなたが調べたければ、全部公開してあります。ですので、この議会で一民間のことを言うのが本当に適切かどうかということに関していうと、私はそれは問題だと思いますよ。（「そうだ」と呼ぶ者あり）ですので——いや、そこでちょっと飛んでくるところタ

イメージが違うんですけども。(笑い声) ですので——それとね、もしハローワークの求人票をあなたが質問するんであるならば、最初にハローワークの求人票を質問すると言ってくださいよ。それを資料で配ってからやればいいじゃないですか。私はあなたの質問はそこがおかしいと思っております。

事務方からあとの部分は答弁をさせます。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

医療法に基づく分で御質問ですけども、これにつきましては、佐賀県が所管をしておりますので、私のほうでは、県の情報等につきましては県のほうからお聞きをするということでございます。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

私、通告していますよ。6月の市長答弁はこうだったということの内容につきましては、そんなルール違反なことしませんよ。

次、行きますけれども、時間があと30分というわけですから。

次の質問ですけど、今の時点ではまだ武雄市側に所有権がある医療機器の売却について質問したいと思います。

巨樹の会への市民病院の医療売却は……

○議長（牟田勝浩君）

医療機器の売却は事前審査にならないようにお願いします。

○25番（平野邦夫君）（続）

平成22年2月1日です。以来、約19カ月間にわたっているわけですけども、その間の医療機器の貸与についてはどのような条例上の根拠があるか。恐らく答弁としては、平成20年の5月30日に条例をつくったと、それが根拠法だという答弁が返ってくるでしょう。これが1点。

この売却代金は3,995万何がしかというのが出ております。耐用年数との関係がありますね。そこで聞きたいのは、減価償却を差し引いて算出した帳簿価格を明らかにし、売却する品目ごとに積み上げたものを売却する側は公営企業法、全体の額を明示する、公営企業法会計に基づいて……

○議長（牟田勝浩君）

平野議員、規約で……

○25番（平野邦夫君）（続）

何ですか。

○議長（牟田勝浩君）

事前審査はできるだけしないような形になっておりますので……

○25番（平野邦夫君）（続）

事前審査じゃないですよ。別に……

○議長（牟田勝浩君）

それに触れないようにお願いします。

○25番（平野邦夫君）（続）

別に第1条、第2条と言っているわけじゃないですよ。

○議長（牟田勝浩君）

触れないようにお願いします。

○25番（平野邦夫君）（続）

向こうにも言いなさいよ。

いわば公営企業法では償却済み資産であっても使用価値があるものとして5%帳簿に残すと。市場価格はどうかわかりませんよ。これが500品目、4,501万5,462万円ですか。未償却資産としては101品目で1億1,129万8,167円、そのうち21年度購入分、9月以降ですね、4,383万9,620円があの中に入っている。

そこでお伺いしますけれども、売却する側としましては、減価償却というのは公営企業法でいう、いわば定額法でこれまでやってくるわけでしょう。我々のもらった議案の資料には601品目の単価全然書いていませんよ。一般質問するからということ資料もらいましたけど、それが先ほど言いました未償却部分だとか、償却部分だとか、合わせますと1億9,400万円ですか。

○議長（牟田勝浩君）

これは通告あっています。

○25番（平野邦夫君）（続）

これは違いますね。

○議長（牟田勝浩君）

違いますね。（発言する者あり）

○25番（平野邦夫君）（続）

それは違います。1億5,631万3,000円ですね。これは移譲する側としましては定額法でいくのが筋だと、原則だと思うんですけれども、私がもらった資料によりますと、一般質問をやるからもらった資料によりますと、定率法だと。定率法でいきますと最初二、三年ぐっと減価償却落とすでしょう。これは税控除の対象となりますから。その定率法でいくと3,995万6,517円になるんだと、定額法でいくのは原則じゃないですか、売る側からすると。

○議長（牟田勝浩君）

平野議員、踏み込んでいますので。

○25番（平野邦夫君）（続）

踏み込んでいませんよ。

○議長（牟田勝浩君）

踏み込んでいます。（「踏み込んでおたい」と呼ぶ者あり）

それはわかるでしょう。

〔市長「冷静になろう」〕

○25番（平野邦夫君）（続）

原則をはっきりさせる。（発言する者あり）ちょっと議長、どこで討論しよつとね、質問しているのは私ですよ。

○議長（牟田勝浩君）

平野議員に言っております。事前審査はできるだけ踏み込まないようにとなっております。

○25番（平野邦夫君）（続）

事前審査していないじゃないですか、質疑のときもっとやりますよ。

○議長（牟田勝浩君）

はい。

○25番（平野邦夫君）（続）

質疑のときにもやりますよ。質疑は（発言する者あり）

○議長（牟田勝浩君）

質疑はやります。（発言する者あり）

○25番（平野邦夫君）（続）

質疑は3回しかできない。

○議長（牟田勝浩君）

3回しかできないから質問でやるというのは違うと思います。

○25番（平野邦夫君）（続）

いいです。あなたと討論する必要はない。

○議長（牟田勝浩君）

いえいえ。

○25番（平野邦夫君）（続）

だから、一般質問じゃないぞというやじが飛びますよ、そうなっていくと。こういうことを言っていきますと、議案審議。

○議長（牟田勝浩君）

事前審査は申し合わせでしないようになっておりますので、お願いいたします。

○25番（平野邦夫君）（続）

ということでありますので、何で……（発言する者あり）何でそこら辺でやりとりしよつとね。

〔市長「もう集中しましょうよ」〕

あなたが集中しなさいよ。あなたは私の質問に集中すりゃいいんですよ。

〔市長「集中してますよ。集中しましょう」〕

じゃ、原則的に何で定額法でいかなかったんですか。

○議長（牟田勝浩君）

樋渡市長

○樋渡市長〔登壇〕

いや、武雄市議会というのは-〔発議〕-ですか。（「何ば言いよつとか」と呼ぶ者あり）まず、議決を守らない議員もいれば、通告に何にも書いていないのに、しかも、その通告に書いていないどころか事前審査にこれだけ踏み込むというのはね、額も出てきたし、そういう形態を問うということが事前審査じゃないんですか、議運の委員長。（「そうだ」と呼ぶ者あり）

〔24番「議長、今の発言おかしいよ、市長の」〕

ですので、私は一般質問にも十分な節度というのがあると思います。あると思います。ですので、それは私にね、その人格がどうかとかと言われても、そりゃ私はあれですよ、まあそうかもしれません。でも、それは有権者の皆さんたちがちゃんと判断しますので、御心配無用でございます。ですが、私はルールは守っております。あなたはルール違反です。事前審査やっています。あくまでも全部聞いて数字が出てきました。その方式をどうするかということは事前審査以外の何物でもありません。

しからば、あえて申し上げますけれども、しっかり議案審議のときに十分御質問を賜ればありがたいと、このように考えております。ルールは守りましょう。

〔25番「議長」〕

○議長（牟田勝浩君）

ちょっと待って。市長（発言する者あり）（「-〔発議〕-じゃろうが」と呼ぶ者あり）樋渡市長

〔25番「ちょっと待ってくださいよ、答弁求めていますよ」〕（発言する者あり）

〔25番「私、質問しているわけですから」〕

平野議員はまだ指名しておりません。樋渡市長

〔「25番「あなたも本当、耳がおかしかよ」〕

○樋渡市長（続）

先ほど、議長からおしかりをいただきました。

- (発議取消) - と言ったことについては、謝罪の上、撤回をしたいと思っております。

武雄市議会は良識ある市議会でございます。

以上です。済みません。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

もう言いつ放し、今、謝罪されましたからね、撤回して謝罪されましたので、それはよしとしますけれども、何が- (発議取消) -ですか、みんなやっぱり選良、市民から選ばれた議員ですから、そのことを踏まえて言ってください。

じゃ、次に行きます。（「議長、ちゃんと整理せろよ。ごちゃごちゃなりようやろう」と呼ぶ者あり）いいですよ、また16日に議案質疑がありますので、各1条、2条、3条ありますから、議案に出ているのは。

ただ、言っておきますけども、議案は市長が出しますよね、契約案件は。参考資料として601品目の名称はついてはいますけれども、この単価だとか耐用年数だとか一切書いていないですよ。

○議長（牟田勝浩君）

平野議員……

○25番（平野邦夫君）（続）

よかです。（発言する者あり）

○議長（牟田勝浩君）

いいえ、平野議員、ルールがありますので、ルールには従ってください。

○25番（平野邦夫君）（続）

だから、注文しとるじゃないですか。議案として出す場合には……（発言する者あり）

議案……（発言する者あり）

○議長（牟田勝浩君）

ちょっと暫時休憩いたします。

休 憩 10時16分

再 開 10時24分

○議長（牟田勝浩君）

再開します。

先ほどの休憩について説明したいと思います。

一般質問につきましては、今回、当議会に出ている議案の事前審査をしないということで取り決めがなされております。規約があります。そのことについて、この一般質問の場で、今この9月議会、当議会について議案が出ている分は一般質問ではできないことになってい

ます。しかし、今、平野議員の質問の中で、その議案について大きく踏み込んでいる部分がありますので、平野議員が一番最初その部分に触れたところから、この席で平野議員に事前審査はしないように、事前審査に触れないようにということで注意しました。ところが、そのままずっと事前審査という形を、内容を踏まえてやっていたので休憩し、休憩中に平野議員にしないように注意しました。

以上が休憩中の審議であります。

それでは、一般質問を続けたいと思います。25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

そんなこと言うたら、私、住宅リフォームの問題は、もう過去ずうっと連続してやってきましたよ。今度も議案に出ていますよ、質問の通告もしていますよ、でしょう。

○議長（牟田勝浩君）

質問の通告は受けていますけれども……

○25番（平野邦夫君）（続）

いや、待ってくださいよ。

○議長（牟田勝浩君）

そのときに言われたのが（発言する者あり）

○25番（平野邦夫君）（続）

あなたたち、黙ってなさいよ。

○議長（牟田勝浩君）

議案内容に触れないようしますという形でリフォームのほうは受けております。

○25番（平野邦夫君）（続）

新幹線長崎ルート of 現状も……

○議長（牟田勝浩君）

今回の部分は申請もなくやられていましたので言っております。

○25番（平野邦夫君）（続）

9月補正にも出ていますよ。

○議長（牟田勝浩君）

では、お願いいたします。

○25番（平野邦夫君）（続）

さっき黒岩議員が言ったように、質疑というのは3回しかできない。しかも、その質疑の背景を述べようとする、あそこらあたりから、そりゃ一般質問じゃないぞというやじが飛んでくる。また、こうやって質問通告をして資料を求める。（発言する者あり）こういう内容の質問をしますよと資料を要求する。そうすると、これから質問を続けようと思っている住宅リフォーム制度も9月補正予算にのっている、九州新幹線長崎ルートも、これは歳入歳

出予算にのっていますよ。そうすると、一般質問そのものがかなり制約されるでしょう。質疑と一般質問というのは違いますよ。

○議長（牟田勝浩君）

平野議員はもう二十数年議員を、何回も一般質問をされてきています。そのときにはもう十分、事前審査はしないということで今まで守ってこられました。今回は大きく踏み込んでいると判断いたします。

○25番（平野邦夫君）（続）

じゃ、一般質問を続けます。

○議長（牟田勝浩君）

ルールは守るように。

○25番（平野邦夫君）（続）

次に、福祉行政について質問をしたいと思います。

本当、変なところで時間を随分とられて、本当困っておりますけれども、平成23年9月議会で一般質問参考資料として福祉のほうから資料もらいました。時間が迫ってきておりますので、この保護の相談件数、生活保護の相談件数、市民の皆さん方が日常の暮らしどうするかと、もう頼るところは福祉が命綱と、そういう思いで相談に来られる。平成19年は相談件数95件、平成20年が128件、平成21年度が166件、平成22年度が209件、いわば過去最高ですよ。これは今の雇用の不安定さだとか、なかなか仕事がないとか、そういう貧困の一つの数字、その背景を見ますとね。

この209人の相談件数、生活保護の相談に来られた。実際に申請書を手渡したのは34名、そして、開始したのが29名と。でしょう。これは民生部の北九州市の例を学んどらんじゃないですか、いや、水際作戦、相談に見えたのに申請書を渡さないと。今の派遣村の教訓から、電話で、これは熊本県の例ですけれども、あるいは弁護士事務所を通じて福祉事務所に申請書を出す。この申請書を受け付けた段階から保護はカウントされていくんですよ。それで原則2週間以内に結論を出す。そうすると、209人相談に来ているのに申請書を渡さない。これは舛添厚生労働大臣のときですけれども、これから随分後退しているんじゃないですか、これが1つ。中身を教えてください、どういう相談件数か。

それから、住宅手当の支給状況、武雄は3級地の2ですから、住宅補助については2万8,200円、これは決まっていますよね。そして、仕事がなくなると、アパートに暮らしている、その少なくとも家賃の補助はやりましょうと、これが住宅扶助制度でしょう。これも実績を見ますと、住宅支援、住宅を失ったと、また、失うおそれのある方に対して住居の提供や家賃のための給付を行います。これは給付事業ですよ。実績を見ますと、平成22年度は45件、平成21年度は8件、この制度が始まったのは平成21年の10月から始まりましたので、この21年の8件というのは、そりゃうなずけます。私も随分相談を受けましたからね。22年

度45件、延べ支給月数です。これは半年間ですよ、支給は。2万8,200円の住宅補助というのは。特別の場合は3カ月延長というのがあります。その3カ月延長という特例措置もあります。この特例措置はどういう場合に適用されてくるのか。

時間がありませんので、あわせて聞いていきますけれども、もう1つは訓練生活支援給付、これも給付ですよ、もとの職業訓練学校ですよ。就職支援、この訓練生活支援給付、中身は若干改善されました。従来は仕事をなくした人、あるいはパソコンを身につけたいと、あるいは初級、中級、上級とありますけれども、まず資格を取りたいと、あるいはリフォームの技術を身につけたいと、いろいろな選択肢があるわけですが、独身であれば月10万の6カ月、これは支給ですから返さなくていい金額。これがどう改善されたかといいますと、これに貸付額、従来は訓練生活支援給付を受けている人がハローワークの証明を持って労働金庫に行けば貸し付けられるという制度がありましたけれども、この支援給付の中に貸付額として被扶養者のいる方は月額8万円、それ以外の方は月額5万円、独身の方でしょうね。支給額も扶養者のいる方は月12万円、この実績を見ますと平成22年度は142件と。

求人倍率でいきますと、これはハローワークの月報ですけれども、有効求人倍率は0.57と、前月は0.55で0.02ポイント上がったと。わずか0.02ポイントですよ。しかし問題は、有効求人倍率は0.02ポイントといえども若干改善されたというんでしょうかね。しかし、問題は就職率ですよ。就職率は36.2%、前月45.1%といいますので、これは約10%近く就職率が落ちている。有効求人倍率は上がったけども、実際の就職率は落ちている。中高年に至っては、もっと深刻ですよ。就職率は24%、前月33.3%だったけれども、24%まで下がってきたと。もう本当に50代、60代前半、年金満額は65歳からですからね。その間仕事がない、息子はまだ自立していないとか、いろんな家庭の事情はありますよ。

そういう中で、この第二のセーフティーネットと言われる制度の実績、今数字を上げましたけれども、最初答弁求めますのは、209人が生活保護の相談に来ているのに申請書を渡さなかった理由、百七十何名ですか、175名、この理由について答弁していただきたい。

もう1つは、住宅手当の支給状況の3カ月延長もあり得るんですけども、その特例措置はどういう内容なのか、あわせて答弁をいただきたいと思います。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

私どもは生活保護法に基づいてきちんとやっております。あたかも申請書を渡さなければならぬ人に渡さないというふうな言い方に私聞こえたんですけども、そういうことはもう全くありません。

相談を受けますと、私どもはその方の生活の状態、車を持っていらっしゃるのか、貯金がどうだとか、生命保険がどうだとか、そういったことをきちんとお伺いした上で、これは申

請を受け付けることは可能だという方について申請書をお渡ししているわけで、決してそこで生活保護を受ける可能性がある方に渡さないと、そういった状態は全くございませんので、よろしく願いいたします。（発言する者あり）

〔25番「議長」〕

次に……

○議長（牟田勝浩君）

まだ答弁中です。

〔25番「市長みたいに怒らんで、静かに冷静にならんね」〕

○古賀くらし部長（続）

はい。次に、住宅手当の関係ですけれども、これは議員おっしゃるとおり、6カ月ということで、2万8,200円で武雄市の場合やるわけですけれども、一定の条件のもとに状況は変わらないというふうな、そういう状況のもとに3カ月間の延長を認めているという状況でございます。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

あなた、市長みたいに興奮せんでよかよ。（「我が興奮したっちゃわからん……」と呼ぶ者あり）

それが順序が逆なんですよ。生活保護法と実施要綱を見てくださいよ。派遣村以降、あるいは北九州の事件以降、まず申請書を渡す。その後で委員会を開くわけでしょう、判定委員会等々を開くわけでしょう。それで2週間以内に結論を出す。生活保護、これは憲法25条の生存権の問題ですよ。相談に見えた人にいろいろ話を聞く、私も何回か立ち会っていますので、わかりますよ、順序が逆なんですよ。そこをあなたがね、あたかもそれが正論であるかのようなことを言いますが、今は違います、調べてください。

まず、話を聞くのはその後の面接ですよ。申請書をやって本人の家族構成や、あるいは生活履歴やいろいろ書いてもらって、出された書類に基づいて、そして本人の意見を聞く、実態調査をやる、そういう順序ですよ、今は。先に話を聞いて適格者かどうかというのをそこで判断するというのを、いわば窓際作戦、水際作戦というんですよ、調べてください。

さて、あと時間がありませんので……

〔市長「言いつ放し」〕

特別な例で3カ月延長するというのは、特段の条件はないですね。本人が半年間ハローワークに通って仕事がない、もうしばらく延ばしてほしいと、その間にいわゆる就労支援というか、就職活動を当然やりますよね。なかなか仕事が見つからないという状況のもとで、あ

と本人が3カ月延長してくれと、これでいいわけですね。そしたらいいことですよ。なかなか今は見つからない問題ですからね。

もう1つは先ほど言いましたように、第二のセーフティーネットの、これは大いに活用せにゃいかんと思っていますけれども、若い人は特にそうですけれども、訓練生活支援給付、これが半年間なんですよね。で、私が相談受けている人で半年通ったと、例えば、仕事の中身は言いませんけれども、例えば、パソコンの職業資格を取ったと、中級に行きたいと、そして、面接をし、ハローワークの所長が対応するわけですよ、ストレートにはいきませんが、定員の問題がありますから、合計、通算1年という人も中にはいますよね。ですから、若い人であればあるほど職業技術を身につける、あるいは自分の能力をもうちょっと発揮したいと、そういう意味で大いに柔軟に対応していく必要がありますけれども、もう1つ、これは福祉のほうに、北方の社会福祉協議会に言えば実績がわかると。実績出してくださいと言いましたけれども、実績表はとうとう来ませんでした。

そこで、これは県が社会福祉協議会に委託をして、総合支援資金貸付事業、これは昨年か一昨年の議会でも、ここで一般質問をし、いわば「仏つくって魂入れず」と、それ言うともたちょっと仏さんに申しわけないですね、いわば中身の問題です、実績がどう伴っているかと。実績ないのと等しいですよ、今までの分は。

ただ、どういう制度かというのは、制度そのものがいいわけですから紹介させていただきますと、収入の減少や失業などが原因で生活に困窮し、日常生活の維持が困難になっている。あるいは現に住居がある、または住居がない場合は住宅手当の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれる。3つ目には雇用保険、年金などを含め他の公的な給付、貸し付けを受けることができず生活費を賄うことができない。4番目には低所得世帯、住民税非課税措置の世帯、社会福祉協議会や関係機関、ハローワークなどから貸し付け後の継続的な支援を受けることに同意している。貸し付けと相談支援により自立した生活を営むことが可能となり償還が見込める。これは貸し付けですから、給付じゃありませんので、本人及び世帯員が暴力団員ではないことと、こういった対象者の要件があるわけですが、これは2人以上の世帯は月額20万円、単身世帯の場合は月額15万円、1年間ですから180万円になりますよね、2人世帯の場合は月額20万円ですから240万円、これを半年間据え置いて、そして、あと10年払いという、いわば所得の少ない人にとってはね、その間に仕事を見つけて自立をしていく、この期間としてあるわけですね。しかも、連帯保証人は原則立てない場合、連帯保証人はなければなくていいと。ただし、連帯保証人がつかない場合には年間1.5%の利息をつけますよと。

これは裏話ですが、旧武雄市内というと誤解されますので、連帯保証人がつけば、ちょっとパスしやすかもんねという話も一部聞いたことがあります。この総合支援貸付事業も、これは県の委託で県の社会福祉協議会が受ける。それで武雄市に事業をおろしていく。

これはどうして実績が出なかったんですか。実績がわかっているならば、平成22年度、21年度、数がわかれば教えてください。

○議長（牟田勝浩君）

古賀くらし部長

○古賀くらし部長〔登壇〕

先ほど生活相談の関係で順序が逆という話ございましたけれども、決して順序は逆でございません。

まず、相談を受けますと、その方が自分の資産をどのように活用されているかということを中心に伺わないと、その方に例えば、失業保険が給付されているとか、年金があるとか、資産をきちんと活用していないとか、そういったことをきちんと精査をした上で話をします。その上で申請書を希望されるのか、されないのかということになりますので、申請書を希望される方については全員にお渡しをしております。

しかも、生活保護というのは、いわゆる最後のとりでというふうに言われておまして、先ほど来、平野議員が言われておりますのは第二のセーフティーネットの話をされております。第二のセーフティーネットと生活保護の関係で精査をするのは相談の時点でありまして。したがって、その相談の時点でそこら辺を精査した上で、住宅の支援が必要であれば住宅の支援をしますし、先ほど言われました社会福祉協議会の貸し付けができないかということであれば社会福祉協議会に相談をしているという、そういった実態でありますので、誤解のないようお願いをしたいというふうに思います。

で、社会福祉協議会の件数ですけれども、これはちょっと聞いておりませんでしたので、後立ってお知らせをしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

25番平野議員

○25番（平野邦夫君）〔登壇〕

通告するときに、どこのだれに行けばこの実績はわかりますよということも含めて過去質問していますから、大体わかるんですよ。

〔市長「わからんやろう」〕

だから、それは現時点でわかりませんよ。現時点でどうなんですかというのは通告の中に入れておるんですよ。武雄市に関しては先ほど紹介した実績をもらいましたので、その範囲で質問をしたわけですけれども、そういった意味では今本当に先ほど、ハローワークの月報、5月、6月比較をして言いましたけれども、本当に厳しいのは40代、50代、60代、これからまだ年金まで手の届かない、そういう人たちの雇用の場というのが極めて厳しいという状況にあることは間違いのないと思う。したがって、第二のセーフティーネットとして、こう

いろいろな諸制度ができています。この制度を生かして、さっき部長が言いましたように、相談に来た人の中に、これは住宅手当がありますよと、それで実績もふえてきたわけでしょう、そういう紹介もして。それはいいことですよ。一緒のことですよ、ワンストップで相談に来た人に、あなたはこういう制度が使える、こういうことがありますよと、どうですかと。それは確かに大変な仕事じゃありますけれども、制度に精通しておられるわけでしょうから、そういう相談に来た人については、丁寧な対応をされているんでしょうけれども、なお一層、県の事業でもありますので、対応していただきたいと。

いよいよあと3分ですか。住宅リフォーム制度を通告しておりますけれども、また議長が事前審査になりますよと言いかねんから、一言だけ聞いておきましょうかね。

やっと住宅リフォーム制度が県の20億円の基金をつくって、そして、実施するという方向が提示されて武雄市も始めますよね。その際に、中小業者の組織である武雄民商、武雄民商工会の人たちも自分たちの杵島郡管内、藤津郡も含めてですけれども、県の制度、上限50万円以上の事業に対して15%、これで20万円、優良住宅、もうちょっとグレードアップしたいと、こういうリフォームについてはあと20万円、最高40万円と、そういう県の制度の枠内だけじゃなくて、これに上乘せをするように、そして、それが地域の経済活性化につながっていく、こういうことで全国的にも、そして、佐賀もやっといろんな運動が実って実施が始まりました。

そこでお伺いしたいのは、県内20市町村の中で上乘せの助成をやるというふうに言っているところが3分の2、14市町村ですか、最低10万円、大きいところでは多久市の50万円、限度額というところがあります。そういった意味では上乘せ制度、上乘せ助成を実施しない市町、市は伊万里と武雄だけですけれども、この中で武雄市が上乘せをしない理由として、6市町村の中の1つですけれども、その理由というのが個人資産への補助となるためと、こういう理由で上乘せしないと。これはせっかく地域の経済活性化のためにつくられた制度が、この波及効果は大きいんですよ、1カ所。そういうことですので、ぜひ今後の制度実施の際に当たっては他市町村と同じように経済波及効果のために上乘せ制度を強く要求して、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（牟田勝浩君）

以上で25番平野議員の質問を終了させていただきます。